

障がい者を対象とした事業の持続可能性を確保しつつ、社会の変化に対応した施策を実施するため、障がい者施策の見直し及び転換を図るものです。

1 背景

(1) 障がい者数の推計

障がい者は年々増加しており、この30年間で約3倍になっています。

また、「厚木市人口ビジョン」における将来展望によると、市の総人口は令和2（2020）年以降も減少が続きますが、これに対し、障がい者の人口割合は増加すると見込まれます。

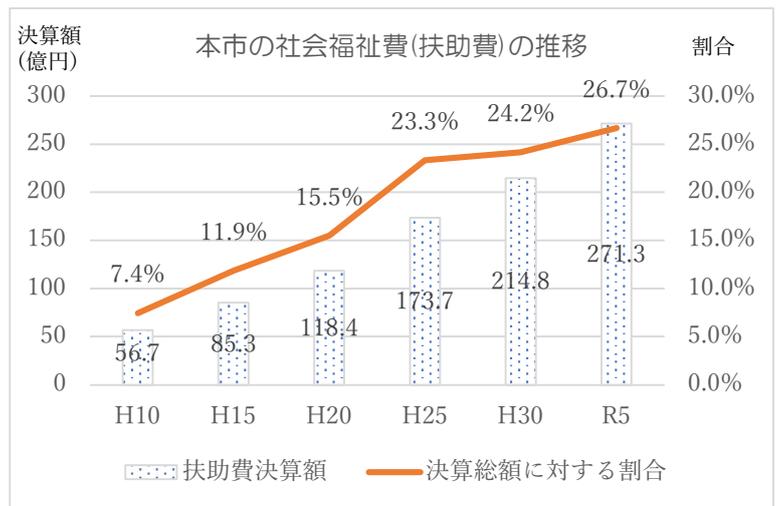
障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



(2) 扶助費決算額の急増

扶助費※の決算額の推移は、過去25年で約4.8倍になり、決算総額に対する割合も約3倍以上に増加しています。

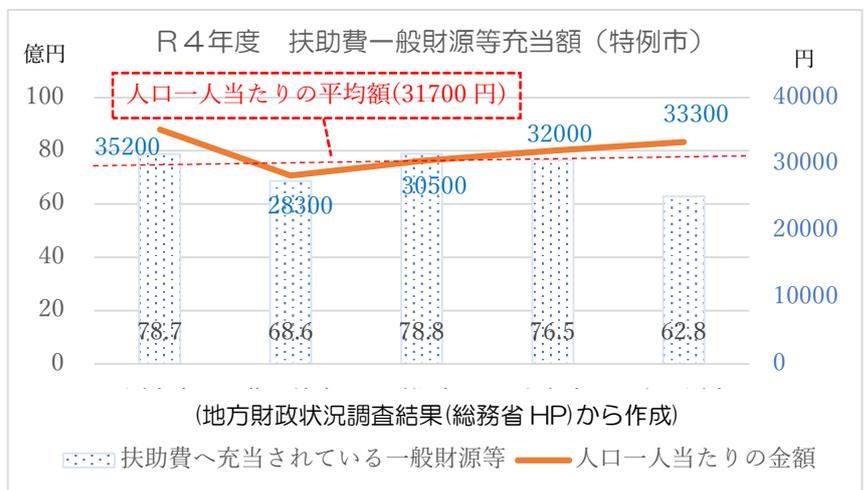
※ 扶助費とは、社会保障の一環として、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っているさまざまな扶助（援助）に要する経費のこと。



(3) 他の特例市との比較

扶助費に対し一般財源※等で充当されている額を、県下の特例市（施行時特例市）間で比較すると、本市は人口一人当たりの額が最も高くなっています。

※国や県の負担額ではなく市税等の使途が特定されていない財源



2 見直しの必要性

日本が人口減少社会に突入した中でも障がい者数は増加し、扶助費の中でも市の単独事業は多くの市の一般財源が充てられることから、その必要性を厳しく精査する必要があります。

その中でもいくつかの現金給付事業は、個別の給付額は少額であっても対象者数が多いために予算額は非常に多額となり、事業を継続することで財政を圧迫し、必要な施策の実施のみならず、既存事業の継続すら困難な状態となる要因にもなりかねません。

一方、福祉に求められている課題は複合化・複雑化しており、限られた予算の中で社会の変化に対応した施策を実施していくには、思い切った見直しを行い、現金給付型からサービス給付型への転換を図っていく必要があります。

3 見直しの内容

現在の障がい者施策の継続可能性を確保するとともに、障がい者の生活基盤の整備や新たなニーズへのきめ細かな対応を主眼として、見直しの対象となる候補事業と実施を検討すべき施策には、次のようなものがあります。

(1) 見直しの対象となる候補事業

ア 厚木市心身障害者福祉手当

(ア) 制度概要

- ・ 昭和48年から開始された、重度と中度の障害者を対象に、更生と生活援助を目的として手当を支給する制度。
- ・ 障害基礎年金（※昭和61年開始、現在は月額6万円台後半から8万円台後半）や障害福祉サービスの拡充等、制度開始当初から障害者を取り巻く環境が変化しており、他市では廃止又は見直しの動きが始まっている。
- ・ 近隣市町村において手当廃止の動きがある。また、現在の支給単価となつてから貨幣価値も変化し、支給される額が生活援助としては時代に合ったものとなっていない。

(イ) 支給額・対象者数・決算額

(支給額(年)) 重度3万6千円、中度2万6千円

(R5年度 対象者数) 5,712人 (R5年度 決算額) 174,112千円

イ 在宅重度障害者介護手当

(ア) 制度概要

- ・ 平成 7 年から開始された、在宅で重度障がい者を常時介護している者を対象に、労をねぎらうことを目的として手当を支給する制度。
- ・ 制度開始時と比べて在宅サービスが大幅に充実され、サービスの提供量が大幅に増加している。
- ・ 障がい者の介護の負担を個人ではなく社会全体で分かち合っていくという福祉のあり方を示す意味で、在宅福祉を支援するための施策を充実させ、介護者の負担を軽減するという流れを確実なものにすることが必要。

(イ) 支給額・対象者数・決算額

(支給額) 月額 5 千円

(R 5 年度 対象者数) 45 人 (R 5 年度 決算額) 2,400 千円

(2) 今後実施の検討をしていくべき施策

ア 障がい者の生活基盤の整備

- ① 障がい者相談支援センターの充実（時間拡大、人員増）
- ② ひきこもりに係る地域での相談支援体制の充実
- ③ 包括的相談支援体制における自立支援相談窓口の強化
- ④ 多機関連携によるアウトリーチ機能の強化
- ⑤ 日常生活用具の給付対象拡大
- ⑥ 通所交通費助成の助成割合を拡大（2/3→1/1）
- ⑦ 障害福祉サービス等職員のキャリアアップのための補助
- ⑧ 担い手確保のための手話要約筆記講座の拡充
- ⑨ 地域交流事業の充実
- ⑩ 差別解消法の普及
- ⑪ ユニバーサルデザインの普及促進（点字やユニボイス等）

イ ニーズ等へのきめ細かな対応

- ⑫ 医療費助成事業の対象者拡大
- ⑬ 視覚障がい者遠隔サポートシステムによる支援（アイコサポート）